

改正

平成12年10月17日教育委員会規則第4号

平成27年3月26日教育委員会規則第1号

鳩山町教育委員会傍聴人規則

第1条 鳩山町教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他教育長が傍聴を不適當と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 写真撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月17日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の鳩山町教育委員会傍聴人規則第2条、第5条及び第6条の規定は適用せず、改正前の鳩山町教育委員会傍聴人規則第2条、第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。